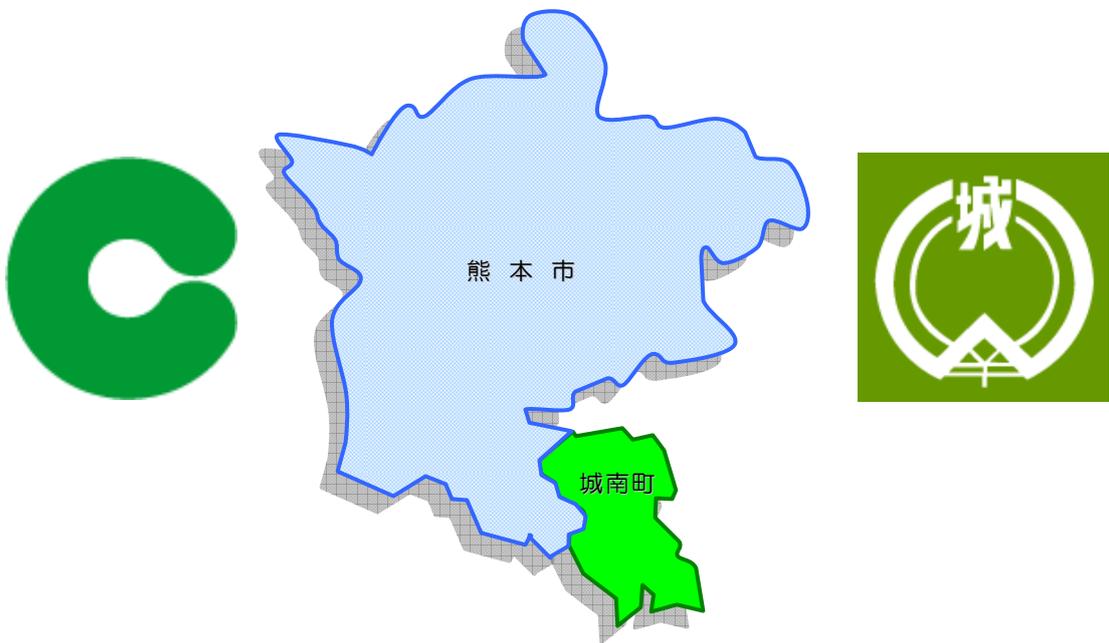


第7回

熊本市・城南町合併協議会



日時 平成21年5月22日（金）
午後3時00分～

場所 KKRホテル熊本 「有明・不知火」

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
-------------	---

〔議 案〕

議案第10号 平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入歳出 決算報告及び監査報告について	7
---	---

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第2号 合併の期日について(その2)	19
協議第5号 財産及び債務の取扱いについて	21
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	27
協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	31
協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて(その2)	35
協議第11号 合併市町村基本計画について	43
協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて	45
協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて	49
協議第14号 公共的団体の取扱いについて	55
協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて	59
協議第16号 総務関係事業について(その2)	67
協議第18号 市民生活関係事業について(その3)	73
協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)	79
協議第20号 子ども未来関係事業について(その3)	87
協議第21号 環境保全関係事業について(その2)	93
協議第22号 経済振興関係事業について(その2)	99

[報 告]

平成21年5月18日

熊本市・城南町合併協議会
会長 幸山政史様

熊本市・城南町合併協議会議員専門部会
副部会長 山本清光

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・城南町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第5回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年5月18日(月)
午後2時00分～午後3時38分
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室
出席委員 25名出席

1. 審議の状況について

第5回熊本市・城南町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第6号及び第11号の審議を行い、採決の結果、賛成多数で次のとおり承認された。

(1) 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

「城南町議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定による定数特例及び第9条第1項第2号の規定による在任特例は適用しない。」

(2) 協議第11号 合併市町村基本計画について

「合併市町村基本計画(案)について、原案どおり承認する。」

2. 議員専門部会で審議する項目の進捗状況

協議項目	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回① 第4回②	第1回① 第4回②	協議終了
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回	第5回	協議終了
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回① 第4回②	第3回① 第4回②	協議終了
協議第11号 合併市町村基本計画	第4回	第5回	協議終了

〔 議 案 〕

議案第10号

平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入歳出決算報告及び
監査報告について

熊本市・城南町合併協議会財務規程第9条第1項の規程に基づき、監査委員の監査に付し、報告があったので承認を求める。

平成21年 5月22日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

平成 20 年度

歳入歳出決算書

熊本市・城南町合併協議会

平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入歳出決算書

1 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
負担金	負担金	17,250,000	17,250,000	17,250,000	0	0	0
諸収入	預金利子	6,000	5,754	5,754	0	0	246
歳入合計		17,256,000	17,255,754	17,255,754	0	0	246

2 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
総務費		17,256,000	7,970,774	1,239,000	8,046,226	9,285,226
	総務管理費	17,256,000	7,970,774	1,239,000	8,046,226	9,285,226
歳出合計		17,256,000	7,970,774	1,239,000	8,046,226	9,285,226

歳入歳出差引残高

9,284,980 円

1 歳入

(単位 : 円)

款	項	目	予 算 現 額					計	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入中還付未済額	備考		
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	繰越事業費 繰越額	繰越財源 充当額									区 分	金 額
1 負担金	1 負担金	1 市町負担金	17,250,000	0	0	0	17,250,000	市町村負担金	17,250,000	17,250,000	0	0	0				
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子	0	6,000	0	0	6,000	預金利子	6,000	5,754	5,754	0	0	0			
歳 入 合 計			17,250,000	6,000	0	0	17,256,000		17,256,000	17,255,754	17,255,754	0	0	0			

2 歳出

(単位 : 円)

款	項	目	予 算 現 額					計	節	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考		
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越額	繰越事業費 繰越額	繰越財源 充当額				区 分	金 額	継続費 繰越額			繰越明許費	事故繰越
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	3,319,000	0	0	0	3,319,000		2,073,260				1,245,740				
								1 報酬	2,920,000	1,840,000	1,080,000	協議会委員報酬 議員専門部 会委員報酬					
								11 需用費	51,000	24,480	26,520	飲料品代					
								12 役務費	10,000	9,350	650	傷害保険料					
								14 使用料及び賃借料	338,000	199,430	138,570	会場使用料					
		2 事業推進費	11,569,000	0	0	0	11,569,000		4,212,583	1,239,000	6,117,417						
								11 需用費	4,167,000	2,738,176	1,428,824	協議会だより作成経費					
								12 役務費	1,852,000	1,218,207	633,793	協議会だより配布経費					
								13 委託料	5,550,000	256,200	4,054,800	ホームページ作成経費					
		3 事務局費	2,362,000	6,000	0	0	2,368,000		1,684,931		683,069						
								1 報酬	116,000	0	116,000	嘱託職員報酬					
								4 共済費	19,000	0	19,000	嘱託職員共済費					
								9 旅費	35,000	6,800	28,200						
								11 需用費	993,000	868,655	124,345	コピー代 消耗品代等					
								12 役務費	46,000	15,225	30,775	振込手数料					
14 使用料及び賃借料	502,000	137,340	364,660	パソコンリース料													
19 負担金補助及び交付金	657,000	656,911	89	嘱託職員分負担金													
歳 出 合 計			17,250,000	6,000	0	0	17,256,000	0	17,256,000	7,970,774	0	1,239,000	0	8,046,226			

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	17,255,754 円
2. 歳 出	総 額	7,970,774 円
3. 歳 入	歳 出 差 引 額	9,284,980 円
4. 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費繰次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	1,239,000 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	1,239,000 円
5. 実 質	収 支 額	8,045,980 円

熊本市・城南町合併協議会

会長 幸 山 政 史 様

平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入歳出決算監査報告書

熊本市・城南町合併協議会規約第17条第1項の規定により審査に付された、平成20年度の決算審査を実施したので下記のとおり報告します。

記

- 1 審査対象 平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入歳出決算
- 2 審査期日 平成21年5月15日(金)
- 3 審査場所 熊本市役所 監査委員室
- 4 審査結果 熊本市・城南町合併協議会決算書及び関係書類、諸帳簿を照合、審査した結果、適正であることを認める。

平成21年 5月 15日

熊本市・城南町合併協議会

監査委員 熊本市代表監査委員

濱 田 清 水 

監査委員 城南町代表監査委員

大 澤 一 史 

〔 協 議 〕

熊本市・城南町合併協議会協議項目一覧

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回①第6回②	第2回①	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い	第6回		
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第6回		
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第6回		
	⑧	地域自治組織等の取扱い	第4回① 第6回②	第5回①	
	9	地方税の取扱い	第3回	第4回	協議終了
	10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回	第6回	協議終了
	⑪	合併市町村基本計画	第6回①		
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い	第6回		
	13	使用料・手数料の取扱い	第6回		
	14	公共的団体等の取扱い	第6回		
	15	補助金・交付金等の取扱い	第6回		
各種事業項目	16	総務関係事業について	第5回① 第6回②	第6回①	
	17	企画財政関係事業について	第3回① 第5回②	第4回① 第6回②	協議終了
	18	市民生活関係事業について	第3回① 第5回② 第6回③	第4回① 第6回②	
	19	健康福祉関係事業について	第5回① 第6回②	第6回①	
	20	子ども未来関係事業について	第3回① 第4回② 第6回③	第4回① 第5回②	
	21	環境保全関係事業について	第2回① 第6回②	第3回①	
	22	経済振興関係事業について	第5回① 第6回②	第6回①	
	23	都市建設関係事業について	第3回① 第4回② 第5回③	第4回① 第5回② (一部承認) 第6回②③	協議終了
	24	教育関係事業について	第4回① 第5回②	第5回① 第6回②	協議終了
	25	水道関係事業について	第2回	第3回 (一部承認) 第6回	協議終了
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了

※○は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。

(前回提案分)

協議第 2 号

合併の期日について（その 2）

合併の期日について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の期日について

合併の期日は、平成 22 年 3 月 23 日とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第5号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

財産及び債務の取扱いについて

城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。
ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧 (5 財産及び債務の取扱い)

事業項目	扶養号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 財産及び債務の取扱い						
		01 財産及び債務	企画財政部会	第6回		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 財産及び債務の取扱い	小項目名	01 財産及び債務
------	--------------	------	-----------

協議内容	市（町）有財産、有価証券、出資による権利、債権、起債、債務負担行為、基金の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。 ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	別紙のとおり	別紙のとおり
相 違 点 と 課 題		

財産に関する調査

(平成19年度末現在)

1. 土地及び建物

(単位:㎡)

(単位:㎡)

区 分	土 地 (地積)			建 物 (延面積)			
	熊本市	城南町	両市町計	熊本市	城南町	両市町計	
本 庁 舎	128,024.97	14,864.16	142,889.13	86,479.89	4,002.50	90,482.39	
その他の 行政機関	消防施設	47,851.53	267.63	48,119.16	22,976.65	0.00	22,976.65
	その他の施設	779,318.14	0.00	779,318.14	113,184.81	0.00	113,184.81
公共用 財 産	学 校	2,466,009.73	106,409.68	2,572,419.41	772,945.79	21,868.69	794,814.48
	公営住宅	1,184,220.67	7,629.10	1,191,849.77	855,873.03	1,663.92	857,536.95
	公 園	2,479,341.35	98,835.09	2,578,176.44	17,174.20	204.22	17,378.42
	その他の施設	2,332,391.12	235,496.61	2,567,887.73	327,882.52	17,831.64	345,714.16
山 林	198,856.59	4,571.00	203,427.59	0.00	0.00	0.00	
普通財産	282,041.16	32,127.88	314,169.04	38,504.32	195.15	38,699.47	
合 計	9,898,055.26	500,201.15	10,398,256.41	2,235,021.21	45,766.12	2,280,787.33	

2. 有価証券

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
株 券	154,610	0	154,610

3. 出資による権利

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計	
出資金	件 数	15	6	21
	金 額	526,907	6,989	533,896
出捐金	件 数	26	9	35
	金 額	3,436,177	24,427	3,460,604

4. 債権

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
件 数	20	3	23
金 額	2,181,320	672,877	2,854,197

5. 起債の取扱い(普通会計)

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
地方債残高(平成19年度末)	278,125,386	7,311,023	285,436,409
公債費比率	19.3%	10.5%	
起債制限比率	14.4%	9.1%	
実質公債費比率	13.9%	13.6%	

6. 債務負担行為

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
債務負担行為限度額	33,815,028	258,156	34,073,184
平成20年度以降の支出予定額	16,954,351	108,962	17,063,313
上記のうち一般財源	13,153,732	108,962	13,262,694

7. 基金一覧表

(単位:千円)

熊 本 市		城 南 町		
一 般 会 計	① 財政調整基金	10,987,388	① 財政調整基金	1,263,540
	② 減債基金	886,531	② 減債基金	1,112
	③ エンゼル基金	337,689	③ 公共施設整備基金	391,335
	④ 交通遺児援助基金	64,849	④ 社会福祉振興基金	31,169
	⑤ ふるさとの森保全基金	579,361	⑤ 学校林基金	58
	⑥ 人づくり基金	582,747	⑥ 人材育成基金	106,071
	⑦ ふるさとの水と土保全対策基金	10,820	⑦ 地域福祉基金	235,103
	⑧ 熊本城復元整備基金	13,663	⑧ ふるさと・水と土保全対策基金	10,000
	⑨ スポーツ振興基金	130,891	⑨ 奨学基金	28,963
	⑩ 文化財保存修復基金	271,734	⑩ 土地開発基金	424,077
	⑪ 土地開発基金	2,598,187	⑪ 母子貸付基金	572
	⑫ 美術品等取得基金	409,636	小 計	2,492,000
	⑬ 部落有財産積立金	38,470	⑫ 国民健康保険基金	83
		⑬ 介護給付費準備基金	61,136	
合計	16,911,966	合計	2,553,219	

※1~4・・・「熊本市」は旧熊本市と旧富合町を合算した数値

※5~7・・・「熊本市」は平成19年度地方財政状況調査報告値に基づく旧熊本市の数値

協議第6号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

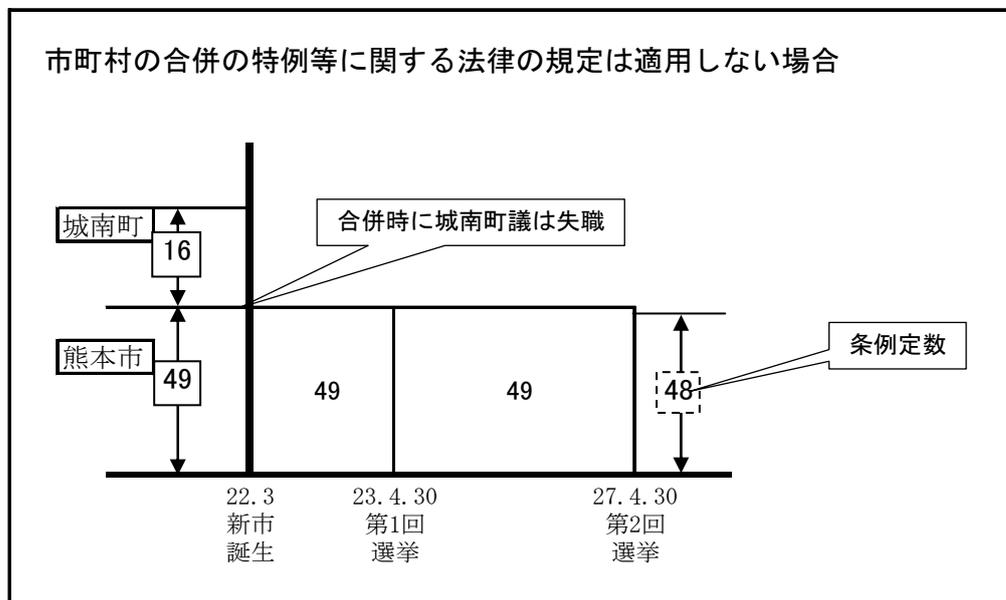
熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

城南町議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定による定数特例及び第9条第1項第2号の規定による在任特例は適用しない。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い



熊本市・城南町の議会議員の報酬等の比較

項目	熊本市	城南町
議員定数	49人	16人
条例定数	48人	16人
富合選挙区	1人	—
任期	平成19年5月1日～ 平成23年4月30日	平成19年5月1日～ 平成23年4月30日
報酬		
議長	822,000円	315,000円
副議長	749,000円	260,000円
議員	678,000円	245,000円
期末手当		
6月	報酬月額×1.2×1.45	報酬月額×1.2×1.4
12月	報酬月額×1.2×1.6	報酬月額×1.2×1.6
3月	報酬月額×1.2×0.3	—
費用弁償 (会議出席)	5,000円～7,000円(日額) ※距離に応じて3段階	2,600円(日額)

○市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

第二章 地方自治法の特例等

（議会の議員の定数に関する特例）

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、○・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が○・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十

一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
 - 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
	01	選挙区及び選挙区の委員の定数	経済振興部会	第6回		
	02	委員の任期	経済振興部会	第6回		
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
	03	委員会の構成	経済振興部会			
	04	報酬及び費用弁償	経済振興部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	01 選挙区及び選挙区の委員の定数
------	-----------------------	------	-------------------

協議内容	選挙区及び選挙区の委員の定数に違いがあるので、それをどう扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>選挙区・・・9分割</p> <p>定数・・・40名</p>	<p>選挙区・・・城南町の全域</p> <p>定数・・・15名</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	02 委員の任期
------	-----------------------	------	----------

協議内容	農業委員会の委員の任期の違いをどう扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>任期 平成20年7月20日 ～平成23年7月19日 3年間</p>	<p>任期 平成19年3月1日 ～平成22年2月28日 3年間</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第8号

地域自治組織等の取扱いについて（その2）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

城南町合併特例区の規約については、別紙（案）のとおりとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

城南町合併特例区規約（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡城南町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

（名称）

第2条 合併特例区の名称は、城南町とする。

（設置期間）

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

（合併特例区の処理する事務）

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (2) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (3) 区域における地域教育支援事業に関すること。

（事務所の位置）

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡城南町大字宮地1050番地に置く。

（区長の任期）

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

（区長の権限）

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（合併特例区協議会の構成員の選任等）

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、16人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

(参考資料)

合併特例区協議会の権限について

○市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

第三十八条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

城南町合併特例区の処理する事務について

(1) コミュニティ関連施策

- 自治活動（嘱託員会）支援事業
- 体育協会活動支援事業
- 文化協会活動支援事業
- 防犯パトロール隊活動支援事業

(2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承

- 成人式事業
- 戦没者慰霊祭事業
- 福祉まつり事業
- 火の君まつり事業
- 夏まつり事業
- 体育大会・教室事業
 - ・町民体育祭事業
 - ・ウォークラリー大会事業
 - ・チーム対抗ボウリング大会事業
 - ・熊本 10 マイル公認ロードレース大会事業
 - ・スポーツ教室事業

(3) 地域教育支援事業

- 教育支援事業
- 火の君教育研究所事業
- 人材育成活動助成事業
- 英語指導助手事業
- 人権教育啓発事業「人権フェスタ」

※市町村の合併の特例等に関する法律に基づく、新市基本計画の進行管理を行う。

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 地域自治組織等の取扱い	小項目名	02 合併特例区の処理する事務
協議内容	城南町合併特例区の処理する事務について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	城南町合併特例区の事務として実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	該当なし	<p>(1)コミュニティ関連施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治活動（嘱託員会）支援事業 嘱託員制度から町内自治会制度への移行及び校区自治協議会設立に関する支援を実施する。 ○城南町体育協会活動支援事業 城南町体育協会を合併特例区の管理団体とする。 また、特例区事業として開催される各種の体育大会等の運営活動における支援を行う。 平成 21 年度予算 17,260 千円 ○城南町文化協会活動支援事業 城南町文化協会を合併特例区の管理団体とする。 また、文化協会の主催による各種講座の開催などの活動における支援を行う。 平成 21 年度予算 1,350 千円 ○防犯パトロール隊活動支援事業 平成 18 年 2 月から毎月 20 回程度、青色回転灯車両による防犯パトロールを行っている。その活動に対する支援を行う。 平成 21 年度予算 834 千円 <p>(2)地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成人式事業 毎年、新成人による企画・運営で成人式が開催されており、様々なアトラクションや記念文集の作成が行われている。 平成 21 年度予算 1,050 千円 ○戦没者慰霊祭事業 城南町主催で、毎年 4 月に火の君総合文化センターで戦没者慰霊祭が開催されている。 平成 21 年度予算 685 千円

○福祉まつり事業

例年 11 月に城南町福祉まつりが、文化祭と同時開催されている。福祉まつり実行委員会へ補助。
平成 21 年度予算 400 千円

○火の君まつり事業

塚原古墳公園と歴史民俗資料館の所在及び文化財の価値を周知するとともに、地元の農業振興と農産物のPR（農業祭）も併せ開催している。
火の君まつり実行委員会へ委託。
平成 21 年度予算 7,500 千円

○夏まつり事業

頓写会にあわせはじめた隈庄の「つくりもん」の伝統を継承しつつ、町の活性化と交流の場としての「夏まつり」を開催している。
夏まつり実行委員会へ委託。
平成 21 年度予算 3,000 千円

○体育大会・教室事業

特例区の事業として、次の大会等を開催する。
・町民体育祭
・ウォークラリー大会
・チーム対抗ボウリング大会
・熊本 10 マイル公認ロードレース大会
・スポーツ教室
平成 21 年度予算 2,373 千円

(3) 地域教育支援事業

○教育支援事業

町における学校・家庭・地域の教育課題を明確にするとともに、4 つの活動（①確かな学力の育成②豊かな心の育成③幼保小中の連携④地域・家庭の教育力向上）を通じ、学校教育の実践的指導や教員の研修、家庭教育の教育啓発等を行い、学習環境を整備し、学校や地域の教育力を向上させる目的で実施している。
平成 21 年度予算 7,734 千円

○火の君教育研究所事業

城南町の教育目標の達成をめざし、「生きる力」を育成する教育を実現するために、幼保小中が連携して研究と実践・評価を行うとともに、学校・家庭・地域との連携を図るため設置。

内 容

- ・実践目標を定め、10 の部会を設置し、実践とそれに基づく研究を実施。
 - ・毎月指導した基本的な学習事項徹底のため、火の君テスト（漢字・計算・英単語）を実施。
- 平成 21 年度予算 2,304 千円

	<p>○人材育成活動助成事業 町内の小中学校を対象に、観劇や研修などの活動を通して、一流の演奏や演劇を観たり聴いたりすることで、いろいろな見識を深めてもらい、未来を担う児童・生徒に豊かな情操や創造性を培うことを目的に助成事業を実施している。 平成 21 年度予算 2,500 千円</p> <p>○英語指導助手事業 町では小学校の 2 名の A L T を地域人材で採用している。 平成 21 年度予算 6,220 千円</p> <p>○人権教育啓発事業 町では人権教育啓発活動として「人にやさしく自分にやさしい まちづくり」をテーマに、人権フェスタを開催している。 平成 21 年度予算 1,314 千円</p>
相違点と課題	

協議第 1 1 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第12号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

一部事務組合等の取扱いについて

- 1 宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。
その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 （12 一部事務組合等の取扱い）

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 一部事務組合等の取扱い						
	01	広域連合(宇城広域連合)	企画財政部会	第6回		
		広域連合(熊本県後期高齢者医療広域連合)	企画財政部会			
		一部事務組合	企画財政部会			
		事務の委託	企画財政部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 一部事務組合等	小項目名	01 宇城広域連合
------	-----------	------	-----------

協議内容	城南町が宇城広域連合に加入して処理を行っている事務については、熊本市は単独で事務処理を行っており、その取り扱いをどのようにするか。
合併協議会協議結果(調整方針)	宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取り扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。 その間処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	宇城広域連合(平成20年10月6日加入) 構成市町 熊本市 宇土市 宇城市 城南町 美里町 市町村圏計画に関すること 介護保険法に基づく介護認定審査会に関すること (平成21年3月31日まで) 消防に関すること し尿処理に関すること ごみ処理に関すること 火葬場に関すること 他 平成20年度予算 119,734千円	宇城広域連合 構成市町 宇土市 宇城市 城南町 美里町 熊本市 (平成20年10月6日加入) 市町村圏計画に関すること 介護保険法に基づく介護認定審査会に関すること 障害者自立支援法に基づく介護給付費の認定にかん すること 消防に関すること し尿処理に関すること ごみ処理に関すること 火葬場に関すること 他 平成19年度決算 347,318千円
相違点と課題	宇城広域連合の構成市町との調整が必要であり、消防・ごみ処理・し尿処理・火葬場などの運営や負担金の処理など法定協議会での十分な協議が必要である。	

協議第13号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。
ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧 (13 使用料・手数料の取扱い)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 使用料・手数料の取扱い						
	01	使用料・手数料	全部会	第6回		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 使用料・手数料の取扱い	小項目名	01 使用料・手数料
------	---------------	------	------------

協議内容	使用料・手数料の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

使用料・手数料一覧

番号	協議番号	使用料・手数料		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	17	税務証明手数料	税務証明手数料	熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。	幹事会承認
2	17	自動車臨時運行許可申請手数料	自動車臨時運行許可申請手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
3	17	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	熊本市の例に統一する。ただし、城南町で許可している物件については、次年度より熊本市の制度内容に移行した上で、更新により許可を認める。	幹事会承認
4	17		福祉センター利用料	現行の使用料を維持する。	幹事会承認
5	18	住基・戸籍手数料	住基・戸籍手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
6	18	地籍調査の成果の写しに係る手数料	地籍調査の成果の写しに係る手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
7	18	文化ホール(アスパル富合)	文化ホール(火の君総合文化センター)使用料	現行のとおり継続する。	幹事会承認
8	19	納付証明発行手数料(国保)	納付証明発行手数料(国保)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
9	19	納付証明発行手数料(介護)	納付証明発行手数料(介護)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
10	19	鳥獣飼養登録手数料	鳥獣飼養登録手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
11	19	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
12	19	老人福祉センター施設使用料	老人憩の家使用料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
13	19	納付証明発行手数料(後期高齢)	納付証明発行手数料(後期高齢)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
14	19	養護老人ホーム入所者負担金	養護老人ホーム入所者負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
15	20	保育園保育料	保育園保育料	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第5回協議会承認
16	20	公立幼稚園保育料・入園料	公立幼稚園保育料・入園料	5年間現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
17	21	浄化槽保守点検業者の登録手数料	浄化槽保守点検業者の登録手数料	合併後の更新時に熊本市の例に統一する。	幹事会承認
18	21	し尿収集運搬業更新許可申請手数料	し尿収集運搬業更新許可申請手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
19	21	浄化槽清掃業許可等手数料	浄化槽清掃業許可等手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
20	21	一般廃棄物処理業許可手数料	一般廃棄物処理業許可手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
21	22	農業委員会諸証明手数料	農業委員会諸証明手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
22	22	農用地区域でない証明手数料	農用地区域でない証明手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
23	22	市民農園事業	農園使用料	5年間の経過措置を設け、その間調整を図る。	幹事会承認
24	22		農集排下水道使用料	熊本市の公共下水道使用料に統一する。	第6回協議会提案
25	22		農集排受益者分担金	熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。	第6回協議会提案
26	23	市営住宅使用料	町営住宅使用料	熊本市の例に統一する。使用料の上昇分については、建替え等が行われるまでの間激変緩和措置を設ける。小集落改良住宅使用料は、当分の間現行制度を存続する。	幹事会承認
27	23	市営住宅駐車場使用料	町営住宅駐車場使用料	熊本市の制度に統一する。なお、駐車場の整備が整うまでは現行のとおりとする。	幹事会承認

28	23	下水道使用料	公共下水道使用料	熊本市の例に統一する。	第5回協議会承認
29	23	公共下水道受益者負担金	公共下水道受益者負担金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
30	23	排水設備責任技術者・指定店登録手数料	排水設備責任技術者・指定店登録手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
31	23	道路占有料	道路占有料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
32	24	各種体育施設使用料	各種体育施設使用料	料金は現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
33	24	学校施設使用料	学校施設使用料	熊本市の例に統一する。ただし、城南地域内の学校運動施設(中学校を除く)を旧城南町住民が利用する場合は、5年間は現行の料金とし、その後は熊本市の料金を適用する。	幹事会承認
34	24	公民館使用料	公民館使用料	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
35	24		歴史民俗資料館入館料	現行のとおり継続する。	幹事会承認
36	24	教職員等住宅使用料	教職員等住宅使用料	当分の間現行制度を存続し、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
37	25	水道料金・加入金	水道料金・加入金	熊本市の料金体系に統一する。	第3回協議会承認
38	25	水道指定工事店登録手数料	水道指定工事店登録手数料	熊本市の例に統一する。なお、合併時に城南町で登録されている事業者は、新市においても有効とする。	幹事会承認

協議第14号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧 (14 公共的団体等の取扱い)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 公共的団体等の取扱い						
	01	公共的団体等	全部会	第6回		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 公共的団体等の取扱い	小項目名	01 公共的団体等
------	--------------	------	-----------

協議内容	公共的団体等の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら統合に努める。

制度比較		
	熊本市	城南町
市町別内容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相違点と課題		

公共的団体等一覧

番号	協議番号	公共的団体等の名称		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	16	消防団	消防団	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
2	18	交通安全協会	宇城地区交通安全協会(支部)	5年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
3	18	地域婦人会連絡協議会	地域婦人会連絡協議会	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行う。	第4回協議会承認
4	18	校区防犯協会	防犯協会	熊本市の例に統一する。	第6回協議会提案
5	19	地域包括支援センター	地域包括支援センター	第5期介護保険計画(平成24年度~26年度)までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第6回協議会提案
6	19	保健衛生審議会	健康生活推進協議会	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
7	19	食生活改善推進員協議会	食生活改善推進員連絡協議会	熊本市の例に統一する	幹事会承認
8	19	熊本市食品衛生協会	宇城地区食品衛生協会城南支会	5年間の経過措置を設定し、その間に関係機関と協議を行う。	幹事会承認
9	19	老人クラブ	老人クラブ	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては新市において協議検討する。	第6回協議会提案
10	19	身体障がい者福祉協会連合会	障がい者福祉協議会	熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については、5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
11	19	熊本県精神保健福祉協会	宇城地域精神障害者家族会	当分の間経過措置を設定する。	幹事会承認
12	19	社会福祉協議会	社会福祉協議会	両協議会において、現在協議中	別途協議による
13	19	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	合併時は一民児協で加入し、平成22年11月の改選時において、その後の単位民児協編成について関係機関と協議する。	幹事会承認
14	20	子ども会育成協議会	子ども会育成者連合会	(補助金については)熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
15	20	青少年健全育成連絡協議会	青少年健全育成町民会議	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
16	21	小・中緑の少年団	緑の少年団	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
17	22		工業振興連絡協議会	助成は5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては関係機関と協議調整する。	第6回協議会承認
18	22	石塘堰樋土地改良区他18件	緑川南部土地改良区他3件	熊本市に引き継ぐ。	幹事会承認
19	24	体育協会	体育協会	城南町体育協会は、特例区の管理団体とする。	幹事会承認
20	24		文化協会	城南町文化協会は、特例区の管理団体とする。	幹事会承認
21	24	P T A 協議会	P T A 連絡協議会	5年間経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。	第5回協議会承認

協議第15号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧 (15 補助金・交付金等の取扱い)

協議項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 補助金・交付金等の取扱い						
	01	補助金・交付金等	全部会	第6回		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	01 補助金・交付金等
協議内容	補助金・交付金等の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、城南町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

補助金・交付金等一覧

番号	協議番号	補助金・交付金等の名称		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	16	職員厚生会助成金	職員厚生補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
2	16	消防団運営交付金	消防団等運営交付金	熊本市の例に統一する。 婦人防火クラブ助成は5年間継続する。	第6回協議会承認
3	16	消防防災施設補助金	消防施設整備補助金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
4	17		テレビ難聴地域解消事業補助金	城南町テレビ難聴地域解消事業補助金は廃止する。ただし、情報格差(地上デジタル放送の完全移行後の難聴地域発生等)の是正が生じた場合、必要な措置を講じる。	幹事会承認
5	18		嘱託員通信費補助金	合併特例区設置期間の年度内を限度とし、現行を維持する。	第6回協議会承認
6	18		嘱託員ユニホーム助成金	合併特例区設置期間の年度内を限度とし、現行を維持する。	第6回協議会承認
7	18	公民館設置補助金	公民館設置補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
8	18	広報施設整備補助金	広報施設整備補助金	町内自治会制度移行するまでは継続し、マイク施設補助については新市において協議・検討する。	第6回協議会承認
9	18		自衛隊父兄会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱い、関係団体で協議調整する。	第4回協議会承認
10	18	防犯灯設置等補助金	防犯灯設置等補助金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会提案
11	18		交通安全協会助成金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市に統一する。	第4回協議会承認
12	18		城南フレンドシップ補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
13	18	地域婦人会連絡協議会補助金	地域婦人会補助金(3支部含む)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは、関係団体で協議調整する。	第4回協議会承認
14	18		人権教育推進活動団体助成金	5年間の経過措置を設定する。	幹事会承認
15	18	市制100周年記念人づくり基金事業	人材育成研修等派遣助成金	熊本市の例に統一する	幹事会承認
16	18		社会を明るくする協議会補助金	熊本市の例に統一する。(補助交付先廃止のため)	幹事会承認
17	18		宇城狂犬病予防動物愛護推進協議会負担金	熊本市の例に統一する。(合併時に廃止する)	幹事会承認
18	19	地区保護司会補助金	町保護司会補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
19	19	遺族連合会補助金	遺族会補助金	5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
20	19	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	両協議会が合併した場合、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
21	19	高齢者住宅改造費助成金	住宅改造助成金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
22	19		福祉まつり助成金	特例区事業として継続する。	幹事会承認
23	19		ボランティア協議会補助金	当分の間経過措置を設定する。	幹事会承認
24	19	民生委員児童委員活動補助金	民生児童委員協議会補助金	合併時は一民児協で加入し、平成22年11月の改選時において、その後の単位民児協編成について関係機関と協議する。	幹事会承認
25	19		高齢者福祉券交付事業補助金	5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認

26	19		在宅介護者手当事業助成金	5年間現行のとおり継続し、その後新市において協議・検討する。	幹事会承認
27	19	単位老人クラブ活動助成金	単位老人クラブ活動助成金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議・検討する。	第6回協議会提案
28	19	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会活動補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議・検討する。	第6回協議会提案
29	19	身体障害者福祉協議会連合会補助金	障害者福祉協議会補助金	5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
30	19	熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ	県ろう者福祉協会中央支部補助金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
31	19	障害者自動車運転免許取得・改造費助成金	障害者自動車運転免許取得・改造補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
32	19	食品衛生協会運営費補助金	食品衛生協会補助金	5年間の経過措置を設け、その間に調整する。	幹事会承認
33	19	食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
34	19	予防接種依頼者補助金	予防接種依頼接種者補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
35	19	社会福祉法人利用者軽減措置	低所得者対策事業(社会福祉法人利用者軽減措置)	熊本市の制度に統一する。	幹事会承認
36	19		簡易水道施設補助金	県の認可を受けている組合は、公営水道が普及するまで補助対象とする。	第6回協議会承認
37	19		家庭用浄水器購入補助金	公営水道未給水地域について継続する。	幹事会承認
38	20	一時保育促進事業費補助金	一時保育促進事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
39	20	延長保育促進事業費補助金	延長保育促進事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
40	20	軽度障害児保育事業費補助金	軽度障害児保育事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
41	20	中度障害児保育事業費補助金	重度障害児保育事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
42	20	母親クラブ補助金	地域組織活動育成事業補助金	熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については引き続き補助対象団体とする。	第4回協議会承認
43	20	地域子育て支援センター委託料	地域子育て支援拠点事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。	第4回協議会承認
44	20	保育所地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
45	20	社会福祉施設等設備整備費補助金	次世代育成支援対策施設整備補助金	熊本市の保育所整備計画に統合する。	幹事会承認
46	20	母子寡婦福祉連合会補助金	母子会補助金	3年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
47	20	青年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年健全育成町民会議補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
48	20	熊本市子ども会育成協議会補助金	城南町子ども会育成者連合会補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
49	21	再生資源集団回収助成事業	ごみ減量化補助金	現活動を継続している間は現行を存続する。	幹事会承認
50	21	家庭用生ごみ処理機助成	生ごみ処理器設置整備事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
51	21	熊本地域地下水保全活用協議会負担金	熊本地域地下水保全活用協議会負担金	新市の事業として継続する。	幹事会承認

52	21	熊本県緑化推進委員会会費	熊本県緑化推進委員会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
53	21	緑の少年団活動費助成金	緑の少年団育成補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
54	21	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	熊本市の例に統一する。	第3回協議会承認
55	22		下水溝浚渫整備事業補助金	区域区分(線引き)がなされるまでの間、現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
56	22		下水溝整備事業補助金	区域区分(線引き)がなされるまでの間、現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
57	22		宇城地域茶業振興協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
58	22		宇城果樹技術連合会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
59	22		宇城地域農業活性化協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
60	22	生産体制強化対策事業	熊本県野菜振興協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
61	22	生産体制強化対策事業	農業農村振興対策協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
62	22		宇城地域果樹産地協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
63	22	農業制度資金利子補給費補助金	農業制度資金利子補給費補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
64	22		農業用廃プラスチック処理対策補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
65	22		宇城地域養豚生産改良組合負担金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
66	22	畜産振興事業	熊本県中央地区家畜自衛防疫促進協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
67	22	畜産振興事業	熊本県畜産協会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
68	22		宇城地域肉用牛振興協議会負担金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
69	22		牛受精卵移植部会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
70	22		JA熊本宇城酪農共進会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
71	22		畜産振興協議会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
72	22		酪農ヘルパー事業補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
73	22	熊本地域水田農業推進協議会負担金	城南富合地域水田農業推進協議会負担金	現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。	第6回協議会承認
74	22		特産農作物部会補助金	平成21年度廃止する。	幹事会承認
75	22		水田農業経営確立対策試作補助金	平成22年度廃止する。	幹事会承認
76	22		水田農業経営改革対策事業地区推進交付金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認

77	22	認定農業者協議会負担金	認定農業者同友会補助金	5年間現行のとおり継続し、その間調整し熊本市へ統一する。	第6回協議会承認
78	22		担い手育成会費補助金	当分の間、現行のとおり継続し、その間、関係機関と協議調整する。	幹事会承認
79	22		アグリフレンズ補助金	3年間経過措置、その後熊本市に統一する。	幹事会承認
80	22	農業後継者クラブ活動費補助金	青年農業者補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
81	22	生産体制強化対策事業	宇城地域木材需要拡大協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
82	22		宇城地区林業改良普及協会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
83	22	生産体制強化対策事業	熊本県治山林道協議会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
84	22	生産体制強化対策事業	緑川流域森林、林業活性化センター負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
85	22	商工会助成金	商工会助成金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは調整する。	第6回協議会提案
86	22		工業振興連絡協議会助成金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会承認
87	22		商工振興活性化補助金	当分の間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
88	22		観光協会助成金	観光協会が解散した場合は、廃止する。	幹事会承認
89	22	緑川観光資源振興補助金	緑川観光資源振興補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
90	22		土地改良区運営補助金(緑川南部)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
91	22		土地改良区運営補助金(杉上)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
92	22		土地改良区運営補助金(豊田)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
93	22		土地改良区運営補助金(下宮地用水管理組合)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
94	22	農地・水・環境向上活動支援事業補助金	農地・水・環境向上活動支援事業補助金	現事業期間中は、現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
95	22		農地等応急対策補助金	新市の事業として継続する。	幹事会承認
96	22	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
97	22		上原谷地区農業用水施設維持管理補助金	新市に引き継ぐ。	幹事会承認
98	22	企業立地促進補助金	工場設置奨励補助金	熊本市の例に統一する。ただし、町の条例に基づき指定を受けている企業等は現行のとおりとする。	第6回協議会承認
99	23	生活交通路線維持費補助金	生活交通路線維持費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
100	23	地方バス運行等特別対策補助金	地方バス路線維持費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
101	23		住宅建設利子補給金	新市に引き継ぐ。	幹事会承認

102	23	私道整備補助金	道路改良事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
103	23		道路美化推進補助金	5年間継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討を行う。	幹事会承認
104	23		児童遊園地設置等補助金	熊本市の例に統一する。(直営方式へ)	幹事会承認
105	23	区画整理事業補助金	土地区画整理事業運営補助金	平成23年度まで経過措置を設け、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会承認
106	23	区画整理事業補助金	土地区画整理事業関連施設整備補助金	平成23年度まで経過措置を設け、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会承認
107	23		水洗便所改造工事費等助成金	現行の城南町認可区域については、供用開始の日から3年間現行のとおりとする。その後、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
108	24		人権教育研究協議会補助金	熊本市の例に統一する。(補助交付先廃止のため)	幹事会承認
109	24	体育大会遠征費補助金	小中学校体育大会出場補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
110	24	熊本市小中学校部活動費補助金(文化部・運動部)	学校部活動育成補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
111	24		修学旅行引率費補助金	熊本市の例に統一する。(合併時に廃止する)	幹事会承認
112	24	奨学金貸付制度	奨学助成金	熊本市の例に統一する。城南町で受給している場合は高校卒業まで継続する。	第5回協議会承認
113	24	PTA協議会補助金	PTA連絡協議会補助金	5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。	第5回協議会承認
114	24		人材育成活動助成金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
115	24		文化協会活動助成金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
116	24		スポーツ少年団体育助成補助金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
117	24	スポーツ各種大会の開催及び選手等の出場に関する補助金	特別対外競技出場補助金	熊本市の例に統一する。	第5回協議会承認

協議第16号

総務関係事業について（その2）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

- 1 城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成26年3月31日までの間、宇城広域連合に加入する。
宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。
- 2 入札事務（工事関係）については、5年間は現行制度を継続する。
ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (16 総務関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 事務組織及び機構の取扱い						
	01	事務組織及び機構の取扱い	総務部会	第5回	第6回 ○承認	
2 消防防災の取扱い						
	01	非常備消防（消防団）	総務部会	第5回	第6回 ○承認	
	02	消防団運営交付金	総務部会	第5回	第6回 ○承認	
	03	消防補助金等	総務部会	第5回	第6回 ○承認	
	04	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	第5回	第6回 ○承認	
	05	防災無線	総務部会	第5回	第6回 ○承認	
	06	常備消防	総務部会	第6回		
3 選挙管理事務の取扱い						
	01	投票区	総務部会	第5回	第6回 ○承認	
4 その他の事業の取扱い						
	01	入札事務、指名参加願い及び資格審査	総務部会	第6回		
特別職の身分の取扱い						
		職員任用・給与	総務部会			
		退職手当	総務部会			
		福利厚生	総務部会			
条例、規則等の取扱い						
		条例及び規則等	総務部会			
消防防災の取扱い						
		水防業務	総務部会			
		行事大会等	総務部会			
		地域防災計画策定事業	総務部会			
		防災に関する啓発事業	総務部会			
		防災関係機関負担金	総務部会			
		防災訓練	総務部会			
建設関係事業の取扱い						
		各種工事の竣工検査立会	総務部会			
選挙管理事務の取扱い						
		期日前・不在者投票所	総務部会			
		開票所	総務部会			
		選挙ポスター掲示板	総務部会			
		個人演説会施設	総務部会			
		土地改良区総代総選挙	総務部会			
その他の事業の取扱い						
		物品の購入契約	総務部会			
		指定金融機関及び収納代理	総務部会			
		金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会			
		情報公開制度及び文書管理方法の調整	総務部会			
		監査の時期	総務部会			
		栄典事務（地方自治功労関係）	総務部会			
		全国市長会等への年度負担金	総務部会			
		有功者表彰	総務部会			
		指定管理者制度	総務部会			
		職員互助会助成金	総務部会			
		熊本検察審査協会補助金	総務部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	06 常備消防
------	--------	------	---------

協議内容	城南町は、富合町と同様に宇城広域連合消防本部により常備消防事務を行っており、熊本市と合併した場合の取り扱い方針を決定する必要がある。
------	--

合併協議会協議結果 (調整方針)	城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、宇城広域連合に加入する。 宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。
---------------------	--

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町						
市 町 別 内 容	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①消防本部</p> <p>②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署）</p> <p>③消防出張所等：出張所 13（清水出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、田崎出張所、小島出張所、川尻出張所、河内出張所、飽田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、平田出張所）</p> <p>その他庁舎：2（池田庁舎、南熊本庁舎）</p> <p>※署所については、平成 20 年 2 月 1 日以降の体制</p>	<p>常備消防にあつては、宇城管内市町からの負担金で運営されており、平成 19 年度からは、宇城広域連合に一部事務組合が統合され運営されている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成 17 年度決算</td> <td style="text-align: right;">197,267 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td style="text-align: right;">206,856 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td style="text-align: right;">206,281 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	197,267 千円	平成 18 年度決算	206,856 千円	平成 19 年度決算	206,281 千円
平成 17 年度決算	197,267 千円							
平成 18 年度決算	206,856 千円							
平成 19 年度決算	206,281 千円							

相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・城南町における常備消防事務は、2市3町による広域連合方式であるのに対し、熊本市は単独市により行っている。 ・城南町と宇城広域連合との関係等を踏まえたうえで、合併後の城南地域の常備消防の体制を検討する必要がある。
--------	---

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	01 入札事務、指名参加願い及び資格審査 (工事関係)
協議内容	入札事務に係る執行方法の相違について、どのように取り扱うのか。 指名参加願いの受付要領及び資格審査の基準の有無などについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行制度を継続する。 ただし、指名参加願い及び資格審査については、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 入札事務 入札・契約事務の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札は電子入札システムで行う。 ○予定価格1千万円以上の案件については条件付一般競争入札で行う。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。 ○入札・契約事務（予定価格は入札前公開、最低制限価格は入札後公開等）においては情報を公開する。 <p>2. 指名参加願い</p> <p>①分類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「製量・花苗・その他」 ・ 県外「建設工事」「建設コンサルタント等」 ・ 県内外共通「保守点検」 <p>※昇降機、空調、消防・自家発電</p> <p>②受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隔年1月中 ・ 追加受付は、次年度の1月中 <p>③有効期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間（追加受付は1年間） <p>④処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務システム（電子入札システムに併せて開発）に入札し管理。 	<p>1. 入札事務 入札・契約事務の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子入札システムは未導入。 ○予定価格5千万円以上の案件については条件付一般競争入札で行う。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。随契（130万円以下）は設定なし。 ○入札・契約事務（予定価格・最低制限価格は契約締結後公開）においては情報を公開する。 <p>2. 指名参加願い</p> <p>①分類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」 ・ 県外「建設工事」 <p>②受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隔年1月中 ・ 追加受付は、なし <p>③有効期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間 <p>④処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約管理システムに入札し管理。

次ページに続く

	<p>3. 資格審査</p> <p>①指名業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市工事競争入札参加資格審査委員会により決定。 <p>②格付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木、建築、電気、管、舗装、造園工事について基準あり。 <p>★資格審査については、暴力団等の排除に係る県警への照会事務を行うもの</p> <p>【契約検査室工事契約総額】</p> <p>平成 17 年度決算 21,612,424 千円</p> <p>平成 18 年度決算 21,463,828 千円</p> <p>平成 19 年度決算 23,465,790 千円</p>	<p>3. 資格審査</p> <p>①指名業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名審査会により決定。 <p>②格付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の格付け基準はなし。
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務の執行方法に違いがある。 ・条件付一般競争入札の対象となる設定金額に大きな差がある。 ・城南区域の業者について、電子入札に対応するための準備期間が必要である。 ・合併時の登録業者の取扱い等については、合併時まで調整を行う必要がある。 	

協議第18号

市民生活関係事業について（その3）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

市民生活関係事業について

- 1 防犯協会については、熊本市の例に統一する。
ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。
- 2 防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。
- 3 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。
ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（18 市民生活関係事業）

事業項目	枝番号	協議項目	作業部会名	提案	承認／継続	備考
1 町名・字名の取扱い						
	01	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
2 交通関係事業の取扱い						
	01	交通安全協会	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	交通傷害保険	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	交通指導員	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
3 教育関係事業の取扱い						
	01	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	自主文化事業	市民生活部会	第5回	第6回 ○承認	
4 その他の事業の取扱い						
	01	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	自衛隊父兄会補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回	第6回 ○承認	
	04	防犯協会	市民生活部会	第6回		
	05	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第6回		
5 行政連絡機構の取扱い						
	01	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回	第6回 ○承認	
6 窓口業務の取扱い						
	01	勤務時間外の対応	総務部会	第6回		
交通関係事業の取扱い						
		交通遺児対策	市民生活部会			
		交通安全運動	市民生活部会			
		交通安全教育	市民生活部会			
		交通事故相談所	市民生活部会			
		自転車対策	市民生活部会			
		違法駐車対策	市民生活部会			
		暴走族根絶対策	市民生活部会			
窓口業務の取扱い						
		印鑑登録事務	市民生活部会			
		住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会			
		各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会			
		市民サービス屋窓口等	市民生活部会			
		住基・戸籍手数料	市民生活部会			
		市民センター	市民生活部会			
		総合支所	市民生活部会			
教育関係事業の取扱い						
		人権教育啓発推進事業	市民生活部会			
		人権教育推進活動団体助成金等	市民生活部会			
		火の君総合文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会			
		萱木集会所管理運営事業	市民生活部会			
		人材育成事業	市民生活部会			
		市民文化活動支援事業	市民生活部会			
		美術館管理運営事業	市民生活部会			
		美術品等収集事業	市民生活部会			
		市民会館管理運営事業	市民生活部会			
		市民会館施設整備	市民生活部会			
		友好姉妹都市	市民生活部会			
		サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会			
		国際交流員招致事業	市民生活部会			

	国際交流促進事業	市民生活部会			
	国際交流会館管理運営事業	市民生活部会			
	隣保館連絡協議会	市民生活部会			
その他の事業の取扱い					
	町内自治会活動支援事業	市民生活部会			
	まちづくり活動支援事業	市民生活部会			
	地縁団体	市民生活部会			
	五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会			
	地籍調査実施状況	市民生活部会			
	地籍調査の今後の計画	市民生活部会			
	地籍管理の状況	市民生活部会			
	数値情報化の計画	市民生活部会			
	成果の管理	市民生活部会			
	基準点の管理保護	市民生活部会			
	地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会			
	手数料及びコピー代(地籍調査)	市民生活部会			
	住居表示整備事業	市民生活部会			
	健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会			
	安全安心まちづくり推進	市民生活部会			
	犯罪被害者支援	市民生活部会			
	消費者センター	市民生活部会			
	熊本市計量保全会助成	市民生活部会			
	計量検査	市民生活部会			
	男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会			
	DV民間シェルター補助金	市民生活部会			
	社会参画支援事業	市民生活部会			
	総合女性センター管理運営事業	市民生活部会			
	総合女性センター施設整備事業	市民生活部会			
	舞台業務管理運営事業	市民生活部会			
	ボランティア活動推進事業	市民生活部会			
	市民協働推進事業	市民生活部会			
	社会を明るくする運動	市民生活部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	04 防犯協会
協議内容	防犯パトロール隊の存続について。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>事業内容は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止活動等多岐にわたる。</p> <p>1. 防犯に関する協会及び協議会への役員について</p> <p>(1)熊本市校区防犯協会連絡協議会の役員</p> <p>(2)(財)熊本県暴力追放協議会の役員</p> <p>(3)熊本北地区防犯協会の役員</p> <p>(4)熊本南地区防犯協会の役員</p> <p>(5)熊本東地区防犯協会の役員</p> <p>(6)熊本南警察署沿岸警備協力会の役員</p> <p>2. 熊本市校区防犯協会連絡協議会</p> <p>各校区より会費として年額10,000円を徴収</p> <p>3. 校区防犯協会(78校区)</p> <p>各世帯より会費を徴収</p> <p style="margin-left: 40px;">平成17年度決算 24,430千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成18年度決算 24,570千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成19年度決算 25,737千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防犯協会への補助金 14,530千円 ・全国地域安全運動負担金 1,500千円 (3地区防犯協会へ各500千円) ・校区防犯協会への補助金(各校区100千円) 7,800千円 ・熊本南警察署沿岸警備協力会への補助金 540千円 ・熊本県防犯協会連合会への負担金 1,367千円 	<p>城南町防犯協会は、防犯思想の普及徹底をはかり、犯罪のない明るい郷土を建設することを目的としている。</p> <p>1. 本会の役職員について</p> <p>(1)会長 1名(町長)</p> <p>(2)副会長 2名(評議員のうち評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(3)評議員 若干名</p> <p>(4)監事 2名(評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(5)書記 1名(会長が任免)</p> <p>2. 宇城地区防犯協会</p> <p>宇城警察署の管轄区域内の住民によって運営されている民間防犯組織であり、毎年負担金を支払っている。</p> <p>3. 防犯パトロール隊</p> <p>平成17年12月1日に城南町防犯パトロール隊設置要項を制定し、平成18年2月から毎月20回程度、隊員により防犯パトロールを行っている。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成17年度決算 823千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成18年度決算 707千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成19年度決算 896千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防犯協会負担金 771千円 ・防犯パトロール隊傷害保険 125千円 	
	相違点と課題	熊本市では校区及び地区防犯協会が構成されているが、城南町では町及び地区防犯協会の構成となっている。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	05 防犯灯設置補助金
協議内容	防犯灯設置及び維持管理に対する補助制度について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区防犯協会から、各自治会に補助金交付 工事代等・・・基準額の5割補助 ・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内自治会 <p>※熊本北・南・東防犯協会内規による。</p> <p>平成 17 年度決算 1,065 千円(110 件) 平成 18 年度決算 799 千円(99 件) 平成 19 年度予算 1,211 千円(149 件)</p> <p>なお、交通量が多く、設置が必要と思われる路線や交 差点等については、道路照明灯として全額、市におい て設置し維持管理している。</p> <p>2.防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市(地域づくり推進課)から、各町内自治会へ 維持管理費・・・年額 2,000 円/灯 <p>※防犯灯補助金交付規則による。</p> <p>平成 17 年度決算 45,492 千円(22,756 灯) 平成 18 年度決算 45,437 千円(22,731 灯) 平成 19 年度予算 45,448 千円(22,901 灯)</p>	<p>1.防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町から、各行政区に補助金交付 補助額・・・集落内の設置の場合、事業費の 80/100 主要な集落間接道への設置の場合 事業費の 100/100 ・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内行政区 <p>※防犯灯設置補助金交付要項による。</p> <p>平成 17 年度決算 1,851 千円(34 灯) 平成 18 年度決算 1,820 千円(46 灯) 平成 19 年度決算 2,122 千円(44 灯)</p> <p>2.防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落内の防犯灯に対しては、維持管理費の補助なし。 集落内防犯灯数(調査中) 約 1,100 灯 ・小中学生等が通学路として使用している主要な集落間 接道に設置してある防犯灯に対して、維持管理費を補 助する。約 500 灯 維持管理費・・・年額 3,000 円/灯 <p>※防犯灯設置補助金交付要項による。</p> <p>平成 17 年度決算 1,344 千円(448 灯) 平成 18 年度決算 1,416 千円(472 灯) 平成 19 年度決算 1,470 千円(490 灯)</p>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の設置については、熊本市では、市として設置補助を行っておらず、市が運営補助金を支出している地区防 犯協会が設置基準額の50%を補助しているが、城南町では、町が事業費に応じて集落内80%、集落間接道10 0%の設置補助を行っている。 ・防犯灯の維持管理については、熊本市では町内自治会が管理している防犯灯に対し1灯当たり 2,000 円の補助して いるが、城南町では、集落間接道に設置された防犯灯だけに1灯当たり 3,000 円の補助しており、集落内に設置され たものは対象とならない。 	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	6 窓口業務	小項目名	01 勤務時間外の対応
協議内容	勤務時間外の対応の取扱いについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所(仮称)でも受付を行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 本庁舎のみ管財課守衛職員が時間外窓口で受付業務を行っている。</p> <p>2. 受付時間の延長 転入・転出・転居などが増える3月末から4月初めにかけて、引っ越しなどの住民異動に伴う業務について、市庁舎の受付時間を延長します。 期 日 平成20年3月27日(木)～4月2日(火) ※土曜・日曜日を除く 延長時間 午後7時まで 業務内容 転入・転出・転居に伴う諸手続き ※一部取り扱いができない業務あり</p>	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 閉庁時の昼間は、職員の日直で預かり明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。 上記以外は、夜間警備員が預かり、明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先等が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。</p> <p>2. 受付時間の延長は行っていない。</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第19号

健康福祉関係事業について（その2）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

健康福祉関係事業について

- 1 地域包括支援センターについては、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
- 2 老人クラブ補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

(19 健康福祉関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 国民健康保険事業の取扱い						
	01	国保料(税)率等	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
2 介護保険事業の取扱い						
	01	介護保険料	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
	02	地域包括支援センター	健康福祉部会	第6回		
3 保健衛生事業の取扱い						
	01	骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
4 各種福祉制度の取扱い						
	01	熊本市優待証	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
	02	戦没者追悼式	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
	03	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
	04	地域生活支援事業	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
	05	高齢者福祉券交付事業	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
	06	老人クラブ補助金	健康福祉部会	第6回		
5 上水道事業の取扱い						
	01	簡易水道等組織・補助金	健康福祉部会	第5回	第6回	○承認
国民健康保険事業の取扱い						
		国保健康づくり事業	健康福祉部会			
		国民健康保険届出	健康福祉部会			
		レセプト点検	健康福祉部会			
		給付内容	健康福祉部会			
		国保運営協議会	健康福祉部会			
		(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会			
		保険料収納員経費	健康福祉部会			
		口座振替制度	健康福祉部会			
		国民健康保険会	健康福祉部会			
		納付証明等発行(国保)	健康福祉部会			
		特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会			
介護保険事業の取扱い						
		在宅介護者手当	健康福祉部会			
		介護サービス事業所	健康福祉部会			
		介護認定調査	健康福祉部会			
		介護保険事業計画	健康福祉部会			
		介護保険事業状況報告	健康福祉部会			
		介護保険推進委員会	健康福祉部会			
		介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会			
		介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会			
		介護保険料減免	健康福祉部会			
		家族介護者教室開催	健康福祉部会			
		旧措置入所者	健康福祉部会			
		熊本市地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会			
		熊本市地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会			
		高額介護サービス	健康福祉部会			
		高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会			
		社福減免	健康福祉部会			
		住宅改修理由書	健康福祉部会			
		生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会			

地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会			
地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会			
通所型介護予防事業	健康福祉部会			
被保険者全般	健康福祉部会			
標準負担限度額減額	健康福祉部会			
福祉用具・住宅改修	健康福祉部会			
訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会			
訪問型介護予防事業	健康福祉部会			
保険料徴収	健康福祉部会			
家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会			
高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会			
成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会			
認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会			
納付証明等発行(介護)	健康福祉部会			
障害者控除対象者認定書交付(介護)	健康福祉部会			
消防防災の取扱い				
災害備蓄	健康福祉部会			
災害時要援護者支援体制	健康福祉部会			
保健衛生事業の取扱い				
集団予防接種	健康福祉部会			
乳がん検診	健康福祉部会			
害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会			
インフルエンザ予防接種	健康福祉部会			
結核健診	健康福祉部会			
個別予防接種	健康福祉部会			
胃がん検診	健康福祉部会			
健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会			
健康教育	健康福祉部会			
健康相談	健康福祉部会			
健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会			
健康づくり推進協議会	健康福祉部会			
健康手帳の交付	健康福祉部会			
健康まつり	健康福祉部会			
歯科保健推進事業	健康福祉部会			
子宮がん検診	健康福祉部会			
食生活改善事業	健康福祉部会			
大腸がん検診	健康福祉部会			
賃金	健康福祉部会			
肺がん検診	健康福祉部会			
報酬(予防接種健康被害調査委員)	健康福祉部会			
報償費	健康福祉部会			
保健福祉センター	健康福祉部会			
保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会			
献血推進協議会補助金	健康福祉部会			
在宅当番医制度	健康福祉部会			
集団予防接種	健康福祉部会			
食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会			
犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会			
鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会			
野生鳥獣対策	健康福祉部会			

	食品衛生協会補助金	健康福祉部会			
	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会			
各種福祉制度の取扱い					
	民生委員児童委員協議会	健康福祉部会			
	老人福祉センター等運営	健康福祉部会			
	萱木老人集会所	健康福祉部会			
	生きがい推進事業	健康福祉部会			
	介護予防施設運営委託	健康福祉部会			
	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会			
	熊本市老人憩の家	健康福祉部会			
	敬老祝品支給等	健康福祉部会			
	敬老の集い	健康福祉部会			
	公立高齢者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会			
	公立高齢者福祉施設整備事業	健康福祉部会			
	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会			
	高齢者住宅改造費助成事業	健康福祉部会			
	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会			
	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会			
	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会			
	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会			
	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会			
	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会			
	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会			
	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会			
	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会			
	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会			
	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会			
	障がい児支援事業	健康福祉部会			
	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会			
	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会			
	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会			
	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会			
	障がい者プラン	健康福祉部会			
	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会			
	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会			
	重度障がい者支援事業	健康福祉部会			
	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会			
	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会			
	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会			
	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会			
	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会			
	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会			
	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会			
	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会			
	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	精神障がい者支援事業	健康福祉部会			
	精神保健対策事業	健康福祉部会			
	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会			

	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会			
	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会			
	補装具給付事業	健康福祉部会			
	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会			
	災害弔慰金等	健康福祉部会			
	災害見舞金等	健康福祉部会			
	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会			
	地域福祉計画	健康福祉部会			
	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会			
	生活保護事業	健康福祉部会			
	生活保護嘱託医	健康福祉部会			
	福祉まつり補助金	健康福祉部会			
	保護司会補助金	健康福祉部会			
	ボランティア協議会補助金	健康福祉部会			
上水道事業の取扱い					
	飲用井戸水質検査委託料	健康福祉部会			
	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会			
	簡易水道組合の水質検査	健康福祉部会			
	尾窪地区補助金	健康福祉部会			
その他の事業の取扱い					
	国民年金に係る諸届	健康福祉部会			
後期高齢者医療制度の取り扱い					
	後期高齢者医療保険料納付証明	健康福祉部会			
	保険料徴収	健康福祉部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	2. 介護保険事業	小項目名	02. 地域包括支援センター
協議内容	城南町では人口規模により現在1箇所設置。 熊本市の委託方法との協議等		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○熊本市地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置方法 委託 ・設置箇所 26 箇所 ・予算上の配置職員 3 名 ・1センターの年間委託料 1,500 万円 <p>平成 18 年度決算 390,000 千円 平成 19 年度決算 390,000 千円</p>	<p>○城南町地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置方法 委託(現在、町内社会福祉法人へ) ・設置箇所 1 箇所 ・センター年間委託料 1,000 万円(平成 18～20 年) ・平成 21 年度から城南町社会福祉協議会へ委託 <p>○その他</p> <p>3職種の内、主任介護支援専門員、社会福祉士は委託法人より、保健師は町職員にて対応しています。</p> <p>平成 18 年度決算 11,708 千円 ※一部委託法人により繰入 平成 19 年度決算 10,000 千円</p> <p>※両年度とも主任介護支援専門員、社会福祉士の人件費含む。 但し、保健師分は町予算にて対応。・・・21年度から法人職員で対応予定(委託料:15,000 千円)</p> <p>高齢者数 4,578 人(前期 2,254 人後期 2,333 人)</p>
相違点と課題	<p>設置に関する3職種の内、保健師業務を町職員の保健師に従事させている。 委託方法、委託先、3職種の職員確保等、中立公平が今後も保てる運営について協議が必要である。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4. 各種福祉制度	小項目名	06 老人クラブ補助金
協議内容	老人クラブ補助金の取扱いについて		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1.各単位老人クラブ</p> <p>○活動助成金 50人以上の会員を有し、年間9ヵ月以上(新規結成クラブは6ヶ月以上)の活動実績のある老人クラブ 年額 48,000円(455クラブ) ※50人以上の条件は新規結成時のみ</p> <p>○健康増進助成金 上記の老人クラブに年額 5,000円</p> <p>○結成助成金 50人以上の会員を有して新たに結成される老人クラブに20,000円を助成</p>	<p>1.各単位老人クラブ</p> <p>○活動助成金 ・適正クラブ(加入者数45人以上) 年額 48,000円(32クラブ) ・その他のクラブ(加入者数50人未満) 年額 30,000円(2クラブ)</p>	
	<p>2.熊本市老人クラブ連合会補助金 11,922,200円</p> <p>平成17年度決算 42,107千円 平成18年度決算 42,326千円 平成19年度決算 39,970千円</p>	<p>2.城南町老人クラブ連合会補助金 1,350,000円</p> <p>平成17年度決算 1,350千円 平成18年度決算 1,350千円 平成19年度決算 1,350千円</p>	
相違点と課題	助成金の差異がある。		

協議第20号

子ども未来関係事業について（その3）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

1 ~~延長保育（幼稚園での預かり保育）については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、利用状況等を踏まえ新市において協議・検討する。~~

延長保育（幼稚園での預かり保育）については、当分の間現行のとおり継続する。

2 幼稚園給食については、当分の間現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (20 子ども未来関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 保健衛生事業の取扱い						
	01	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	歯科保健推進事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
2 各種福祉制度の取扱い						
	01	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	保育所特別保育事業(1)・(2)	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	母親クラブ補助金	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	05	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	第4回	第5回 ○承認	
	06	保育料	子ども未来部会	第4回	第5回 ○承認	
3 教育関係事業の取扱い						
	01	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	青少年育成会議	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	青少年健全育成事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	05	公立幼稚園保育料等	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	06	延長保育(幼稚園での預かり保育)	子ども未来部会	第6回		
	07	幼稚園給食	子ども未来部会	第6回		
保健衛生事業の取扱い						
		妊婦健診	子ども未来部会			
		健康相談(母子保健)	子ども未来部会			
		母子健康手帳交付等	子ども未来部会			
		乳幼児経過観察健診	子ども未来部会			
		食生活改善事業(食育推進ネットワーク連絡)	子ども未来部会			
		健康教育(母子保健)	子ども未来部会			
		1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会			
		訪問による支援等	子ども未来部会			
各種福祉制度の取扱い						
		児童虐待防止	子ども未来部会			
		母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会			
		母子生活支援施設への入所	子ども未来部会			
		次世代育成支援行動計画	子ども未来部会			
		保育所関係書類	子ども未来部会			
		保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会			
		保育所の定員管理	子ども未来部会			
		子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会			
		文書配布事務委託費	子ども未来部会			
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会			
		助産施設への入所	子ども未来部会			
		エンゼル基金助成事業	子ども未来部会			
		雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会			
		子育てボランティアの育成	子ども未来部会			
		病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会			
		子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会			
		障がい児療育相談事業	子ども未来部会			
		城南町母子会補助金	子ども未来部会			
		次世代育成支援対策施設整備補助金	子ども未来部会			
		社会参画支援事業	子ども未来部会			
		児童ふれあい交流促進事業	子ども未来部会			

教育関係事業の取扱い				
幼稚園臨時教諭	子ども未来部会			
幼稚園給食室燃料購入費	子ども未来部会			
社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会			
幼稚園機械警備関係	子ども未来部会			
幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会			
幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会			
就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会			
幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会			
幼稚園健康診断関連	子ども未来部会			
幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会			
幼稚園交通教室他	子ども未来部会			
幼稚園安全経費	子ども未来部会			
幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会			
幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会			
家庭教育推進事業	子ども未来部会			
青少年活動支援事業	子ども未来部会			
幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会			
学校・地域連携推進事業	子ども未来部会			
子ども文化会館管理運営	子ども未来部会			
勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会			
青少年センター管理運営事業	子ども未来部会			
児童館管理運営経費	子ども未来部会			
幼稚園給水関連	子ども未来部会			
幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	07 幼稚園給食
協議内容	城南町の幼稚園給食について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	当分の間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	該当なし	調理施設 施設管理 職員の構成 運営委員会 給食費 物資購入 給食会計 監査 献立作成 衛生管理 調理及び配送 厨芥処理 委託契約 業者依頼	単独調理場 1園 町で管理 調理員 1名 調理員補助 1名 平成 19 年度設置 1食単価 180円 学校給食物資納入業者登録をした業者から購入 幼稚園で徴収及び支払を行う。 PTA総会で報告 米飯・・・週2回(委託炊飯) パン・・・毎2回 弁当 週1回(水曜日) 文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施 単独方式 飼料用に業者が回収 施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、 検便検査、グリストラップ処理 包丁研ぎ、ガス点検
相 違 点 と 課 題	城南町としては、幼稚園の調理場は、給食制度開始当初から続けられてきた独自の取り組みのため、継続を希望している。		

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 2）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

1 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。
ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続する。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃
- ・ ごみ収集事業

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (21 環境保全関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 清掃事業の取扱い						
	01	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
	02	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	第6回		
	03	ごみ収集事業	環境保全部会	第6回		
2 環境対策事業の取扱い						
	01	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
	02	水質監視事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
	03	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
清掃事業の取扱い						
		し尿収集適正化事業	環境保全部会			
		浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会			
		資源リサイクル事業	環境保全部会			
		ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会			
		ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会			
		浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会			
		環境美化活動推進事業	環境保全部会			
		清掃車の運行・管理	環境保全部会			
		家電リサイクル法関係	環境保全部会			
		その他のごみ対策	環境保全部会			
		一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会			
		産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会			
環境対策事業の取扱い						
		環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会			
		環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会			
		環境教育・学習事業	環境保全部会			
		行政率先活動推進事業	環境保全部会			
		自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会			
		大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会			
		地球温暖化対策事業	環境保全部会			
		有害化学物質対策事業	環境保全部会			
		環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会			
		人工かん養促進事業	環境保全部会			
		かん養域保全事業	環境保全部会			
		広域水保全対策事業	環境保全部会			
		水質浄化対策事業	環境保全部会			
		水量監視事業	環境保全部会			
		緑地樹木保全事業	環境保全部会			
		環境保護地区保全事業	環境保全部会			
		公共地・民有地緑化事業	環境保全部会			
		地域緑化活動促進事業	環境保全部会			
		緑化啓発教育事業	環境保全部会			
		みどり推進協議会	環境保全部会			
		緑の少年団育成事業	環境保全部会			
		緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会			
		熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	1 清掃事業	小項目名	02 廃棄物の処理及び清掃
協議内容	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集) ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は 100 円のシールを貼り、各地区に 1 箇所程度ある収集場所へ排出)		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。 ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回 2. 不燃ごみ収集運搬 一部直営 月2回 3. 資源物等収集運搬 ①紙類 一部民間委託 週1回 ②資源物 びん・缶、古着、なべ類、自転車、乾電池 全部民間委託 月2回 ③ペットボトル 全部民間委託 月2回 4. 大型ごみ収集運搬 一部民間委託 戸別収集 委託業務:収集運搬 14社 中間処理 3社 収集運搬及び中間処理経費 平成 17 年度決算 558,951 千円 平成 18 年度決算 548,047 千円 平成 19 年度決算 516,250 千円 平成 20 年度予算 835,627 千円	1. 可燃ごみ収集運搬 全部民間委託 週2回 2. 不燃ごみ収集運搬 全部民間委託 月1回 3. 分別ごみ収集運搬 ①紙類、古布 全部民間委託 月1回 ②缶、びん、ペットボトル、紙パック、トレイなど 全部民間委託 月1回 ③乾電池、蛍光管 全部民間委託 月1回 4. 粗大ごみ収集運搬 全部民間委託 月1回 1～4を町内3社に委託 収集運搬3社の委託料総額下記のとおり 平成 17 年度決算 29,243 千円 平成 18 年度決算 29,743 千円 平成 19 年度決算 29,792 千円 平成 20 年度予算 31,055 千円
相違点と課題	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集) ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は 100 円のシールを貼り、各地区に 1 箇所程度ある収集場所へ排出)	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	1 清掃事業	小項目名	03 ごみ収集事業
協議内容	①現時点で城南町のみ家庭ごみの有料化を導入している。 ②大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は 100 円のシールを貼り、各地区に 1 箇所程度ある収集場所へ排出) ③資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集)		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。 <u>ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続する。</u>		

制度比較				
	熊本市	城南町		
市町別内容	1. 家庭ごみ用のごみ袋 ・透明ポリ袋(市販のもの) ・平成 21 年 10 月 1 日より	1. 有料指定ごみ袋 広域連合統一袋(25L) 1袋20円		
	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋(容量が 5 リットル相当のもの) 1袋につき	4 円	
		小袋(容量が 15 リットル相当のもの) 1袋につき	1 2 円	
		中袋(容量が 30 リットル相当のもの) 1袋につき	2 3 円	
		大袋(容量が 45 リットル相当のもの) 1袋につき	3 5 円	
	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋(容量が 15 リットル相当のもの) 1袋につき	1 2 円	
		中袋(容量が 30 リットル相当のもの) 1袋につき	2 3 円	
大袋(容量が 45 リットル相当のもの) 1袋につき		3 5 円		
大型ごみ受付センター 家庭から排出される大型ごみについては、事前申込制(500 円及び 900 円の2種類のシールをコンビニ等で販売)で、戸別収集で行っており、大型ごみ受付センターでは、市民からの事前申込受付及び各種ごみに関する質問・相談に関する対応を行っている。	粗大ごみ シール1枚100円を貼りステーション収集			
				次ページへ続く

	<p>2. 資源物等分別(11分別→中間処理後15品目)</p> <p>①缶、びん(中間処理後、茶色びん、透明びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶) ②ペットボトル ③乾電池 ④新聞・チラシ ⑤古着類 ⑥その他の紙 ⑦ダンボール ⑧なべ類 ⑨自転車 (拠点回収) ⑩白色トレイ ⑪紙パック</p> <p>・埋立ごみ</p> <p>・大型ごみ</p> <p>【平成21年10月1日より】(15品目→中間処理後19品目) (拠点回収) ⑫廃食用油 ⑬蛍光管 ⑭乾燥生ごみ ⑮樹木</p> <p>【平成22年10月予定】(16品目→中間処理後20品目) ⑯容器包装プラスチック</p>	<p>2. 分別資源ごみ 16 品目</p> <p>①アルミ缶 ②スチール缶 ③スプレー缶 ④茶色びん ⑤透明びん ⑥生びん ⑦その他びん ⑧ペットボトル ⑨トレイ ⑩紙パック ⑪乾電池 ⑫蛍光管 ⑬新聞、チラシ ⑭古布 ⑮雑誌 ⑯段ボール</p> <p>・その他不燃ごみ</p> <p>・粗大ごみ(指定袋に入らない可燃・不燃)</p> <p>【平成21年6月1日より】 ・雑誌に雑紙を追加する</p>
相違点と課題	<p>①現時点で城南町のみ家庭ごみの有料化を導入している。</p> <p>②大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は500円または900円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は100円のシールを貼り、各地区に1箇所程度ある収集場所へ排出)</p> <p>③資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集)</p>	

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 2）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 土地改良区運営費補助金については、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。
- 2 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。
- 3 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。
- 4 商工会補助金については、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (22 経済復興関係事業)

事業項目 枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 農林水産関係事業の取扱い					
01	農業振興地域整備計画変更	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
02	農区長制度	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
03	水田農業推進協議会負担金	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
04	認定農業者協議会負担金	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
05	農地・水・環境保全向上対策事業	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
06	土地改良区運営費補助金	経済復興部会	第6回		
07	農業集落排水事業（下水道使用料）	経済復興部会	第6回		
08	農業集落排水事業（受益者負担分）	経済復興部会	第6回		
2 商工・観光関係事業の取扱い					
01	工業活性化支援事業	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
02	企業立地促進事業	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
03	中心市街地活性化対策事業	経済復興部会	第5回	第6回 ○承認	
04	商工会補助金	経済復興部会	第6回		
農林水産関係事業の取扱い					
	農業集落排水事業（施設の保守・運転管理）	経済復興部会			
	農業集落排水事業（農集計画）	経済復興部会			
	農業用廃プラ処理対策補助金	経済復興部会			
	城南町農林業地域改善対策事業	経済復興部会			
	農業振興地域整備促進協議会	経済復興部会			
	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済復興部会			
	農業後継者育成対策事業	経済復興部会			
	城南町牛受精卵移植部会補助金	経済復興部会			
	酪農ヘルパー事業補助金	経済復興部会			
	水田農業経営改革対策事業地区推進交付金	経済復興部会			
	標準小作料	経済復興部会			
	単県土地改良事業	経済復興部会			
	農業用施設災害復旧工事	経済復興部会			
	排水ポンプ場運転管理	経済復興部会			
	法定外公共物（水路）の維持管理	経済復興部会			
	農村環境整備計画	経済復興部会			
	施設管理費	経済復興部会			
	加勢川水門水利調整連絡会	経済復興部会			
	排水機場	経済復興部会			
	賦課金（熊本県土地改良事業団体連合会）適正化拠出金	経済復興部会			
	負担金（各協議会）	経済復興部会			
	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済復興部会			
	緑川農業用水堰連絡協議会	経済復興部会			
	適正化事業適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済復興部会			
	土地改良区	経済復興部会			
	基盤整備事業	経済復興部会			
	土地改良事業等補助金	経済復興部会			
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	経済復興部会			
	農業用水施設補助金	経済復興部会			
	下水溝整備事業	経済復興部会			
	ため池等整備事業	経済復興部会			
	森林整備計画	経済復興部会			
	熊本市火入れに関する規則	経済復興部会			
	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済復興部会			
	市民農園事業	経済復興部会			
	農作物鳥獣被害対策	経済復興部会			
	地産地消の推進事業	経済復興部会			
	市民と農業のふれあい促進事業	経済復興部会			

生産体制強化施設整備事業	経済振興部会		
流通施設整備事業	経済振興部会		
畜産施設整備事業	経済振興部会		
流通対策事業	経済振興部会		
生産体制強化対策事業	経済振興部会		
畜産振興事業	経済振興部会		
環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会		
畜産関係その他負担金及び会費	経済振興部会		
その他負担金及び会費	経済振興部会		
営農連絡協議会	経済振興部会		
JA熊本うき酪農共進会補助金	経済振興部会		
城南町畜産振興協議会補助金	経済振興部会		
転作作物試作協議会補助金	経済振興部会		
城南町特産農作物推進協議会補助金	経済振興部会		
農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会		
担い手育成総合支援協議会	経済振興部会		
農用地区域でない証明手数料	経済振興部会		
農業資金利子補給補助金	経済振興部会		
農業地域交流促進事業	経済振興部会		
地域農業活性化支援事業	経済振興部会		
経営体育成支援事業	経済振興部会		
農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会		
(特)農業金融支援事業	経済振興部会		
農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会		
城南町農業振興促進協議会	経済振興部会		
中山間地域振興事業	経済振興部会		
食肉センター管理運営事業	経済振興部会		
食肉センター施設整備事業	経済振興部会		
水田農業推進対策事業	経済振興部会		
水田農業対策推進事業	経済振興部会		
水田農業推進協議会	経済振興部会		
認定農業者協議会	経済振興部会		
城南町アグリフレンズ補助金	経済振興部会		
担い手育成会補助金	経済振興部会		
緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会		
漁港整備事業	経済振興部会		
漁場整備事業	経済振興部会		
水産業経営基盤強化事業	経済振興部会		
(特)水産業金融支援事業	経済振興部会		
水産振興センター整備事業	経済振興部会		
緑川観光資源振興補助金	経済振興部会		
標準農作業請負料金	経済振興部会		
農地流動化推進員謝礼	経済振興部会		
農業委員会あっせん基準	経済振興部会		
農地基本台帳	経済振興部会		
農業委員会諸証明手数料	経済振興部会		
農地法第3・4・5条の申請取扱い	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会協議会負担金	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会職員連絡協議会負担金	経済振興部会		
農業者年金受給者協議会賛助負担金	経済振興部会		
城南町農地利用合理化学業	経済振興部会		

商工・観光関係事業の取扱い

火の君まつり委託料	経済振興部会		
夏まつり委託料	経済振興部会		
新規創業支援事業	経済振興部会		
新産業分野支援事業	経済振興部会		
海外経済活動支援事業	経済振興部会		
流通機能促進事業	経済振興部会		
食品工業団地活性化事業	経済振興部会		
熊本県企業誘致連絡協議会	経済振興部会		
熊本県地域産業活性化協議会	経済振興部会		
城南工業団地管理事業	経済振興部会		
商店街振興事業	経済振興部会		
雇用対策事業	経済振興部会		
職業技能向上支援事業	経済振興部会		
中小企業団体等支援事業	経済振興部会		
労働環境・福祉向上事業	経済振興部会		
流通情報会館管理運営事業	経済振興部会		
商業活性化支援事業	経済振興部会		
中小企業人材育成支援事業	経済振興部会		
中小企業金融対策事業	経済振興部会		
経営相談事業	経済振興部会		
観光イベント関連事業	経済振興部会		
工芸振興事業	経済振興部会		
海外観光客誘致対策	経済振興部会		
コンベンション誘致対策	経済振興部会		
観光客受入対策事業	経済振興部会		
観光施設整備事業	経済振興部会		
物産振興事業	経済振興部会		
加盟団体(観光)	経済振興部会		
加盟団体(物産)	経済振興部会		
観光客誘致対策事業	経済振興部会		
城南町観光協会	経済振興部会		
産業文化会館管理運営事業	経済振興部会		
産業文化会館施設整備事業	経済振興部会		
熊本城復元整備事業	経済振興部会		
熊本城有効活用事業	経済振興部会		
熊本城管理事業	経済振興部会		
旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会		
動植物園管理運営事業	経済振興部会		
動植物園集客対策事業	経済振興部会		
動植物園再編整備事業	経済振興部会		
競輪運営事業	経済振興部会		
城南町商工業振興対策協議会	経済振興部会		
特定工場の届出	経済振興部会		
農村地域工業等導入地区	経済振興部会		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	06 土地改良区運営費補助金
協議内容	土地改良事業運営費補助について		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>富合町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑川南部土地改良区補助金 平成 17 年度決算 6,925 千円 平成 18 年度決算 6,233 千円 平成 19 年度決算 2,000 千円 </div> <div style="width: 45%;"> <p>・城南町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 9,120 千円 <ul style="list-style-type: none"> 〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円 〔 豊田土地改良区 3,150 千円 〔 杉上土地改良区 470 千円 ・平成 18 年度決算 9,120 千円 <ul style="list-style-type: none"> 〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円 〔 豊田土地改良区 3,150 千円 〔 杉上土地改良区 470 千円 ・平成 19 年度決算 4,800 千円 <ul style="list-style-type: none"> 〔 緑川南部土地改良区 2,500 千円 〔 豊田土地改良区 2,050 千円 〔 杉上土地改良区 250 千円 <p>(補助金が平成 19 年度に減額したのは平成 19 年から農地・水・環境保全向上対策事業を実施したことによる。)</p> </div> </div>
相 違 点 と 課 題	

**熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票**

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産業関係	小項目名	07 農業集落排水事業（下水道使用料）
------	-----------	------	---------------------

協議内容	下水道使用料について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	事業該当なし	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 10 m³まで 1,575 円 (従量料金 1 m³につき) ・ 11 m³～ 136.5 円 (例) 20 m³使用の場合 2,940 円 <p>(2) 一般家庭用の井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人世帯 1,575 円 2人世帯 2,625 円 3人世帯 3,465 円 4人世帯 4,305 円 <p>4人を超える世帯については、1人につき525円を加算する。</p> <p>世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日とする。</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道水分及び井戸水分 上下水道課で徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 <p>口座振替・納付書払い</p> <p>(3). 水道水と井戸水等との併用 水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用される場合、個人住宅の場合は、従量制か世帯割か選択。</p> <p>事業所の場合は、従量制。</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水及び事業用井戸水はシルバー人材センタ</p>

		<p>一に検針委託 毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は町が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による)量水器の取替は、町が実施 *家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 22,498千円 平成18年度決算 24,536千円 平成19年度決算 24,681千円</p>
相違点と課題	<p>熊本市には、存在しない事業であり、仮に公共下水道と同じ料金体系にするとすれば、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量45m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額に設定されている。</p> <p>一般家庭用の井戸水の場合、城南町が1人世帯では低額であるが、2人世帯以上は、熊本市が低額に設定されている。(城南町、1人世帯87世帯。2人世帯以上467世帯)(従量制32世帯)(世帯数は、平成20年10月末現在)</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産業関係	小項目名	08 農業集落排水事業（受益者分担金）
------	-----------	------	---------------------

協議内容	受益者分担金について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	事業該当なし	1. 受益者分担金額 基本額 110,000 円 + 地積額 100 円/㎡ 2. 施行年月日 H11 年 4 月 1 日 3. 負担金の徴収猶予の有無 有り 4. 負担金の減免制度の有無 有り 5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 5 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度有り 6. データ処理 町独自電算システム(富士通) 負担金 平成 17 年度決算 2,278 千円 平成 18 年度決算 1,830 千円 平成 19 年度決算 1,404 千円
相 違 点 と 課 題	城南町の公共下水道と農業集落排水の受益者分担金は同一である。 仮に、公共下水道負担金と比較すると、城南町においては基本額+地籍額(ただし個人の有する土地について 500 ㎡を超える部分について徴収猶予)負担金額の相違により、800 ㎡(個人住宅に限る)以下の土地面積については、熊本市が低額となり、800 ㎡(個人住宅に限る)以上の土地面積については、熊本市が高額となる。 また、一括納付の報奨金制度は城南町のみ有している。事業所及び集合住宅等に関しては 1,100 ㎡がボーダーライン	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	04 商工会補助金
協議内容	両市町に商工会があるため、合併後どのように取り扱うか協議する必要がある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	熊本商工会議所	城南町商工会
	(1)会員数 6,226	(1)会員数 342
	(2)年会費 個人 月 500円 法人 月 1,000円	(2)年会費 個人 月 750円 法人 月 1,500円
	(3)補助金額	(3)助成金額
	平成17年度決算 12,150千円	平成17年度決算 7,300千円
	平成18年度決算 12,150千円	平成18年度決算 7,300千円
	平成19年度予算 11,786千円	平成19年度決算 7,188千円
	託麻商工会	
	(1)会員数 1,186	
	(2)年会費 個人 月 800円 法人 月 1,000円	
(3)補助金額		
平成17年度決算 4,050千円		
平成18年度決算 4,050千円		
平成19年度予算 3,929千円		
北部商工会		
(1)会員数 350		
(2)年会費 個人 月 1,000円 法人 月 1,500円		
(3)補助金額		
平成17年度決算 4,050千円		
平成18年度決算 4,050千円		
平成19年度予算 3,929千円		
河内商工会		
(1)会員数 186		
(2)年会費 個人 月 1,000円 法人 月 1,500円		

	<p>(3)補助金額 平成 17 年度決算 3,645 千円 平成 18 年度決算 3,645 千円 平成 19 年度予算 3,536 千円</p> <p>飽田商工会 (1)会員数 172 (2)年会費 個人 月 900 円 法人 月 1,100 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 2,835 千円 平成 18 年度決算 2,835 千円 平成 19 年度予算 2,750 千円</p> <p>天明商工会 (1)会員数 219 (2)年会費 個人 月 1,250 円 法人 月 1,250 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 3,969 千円 平成 18 年度決算 3,969 千円 平成 19 年度予算 3,850 千円</p> <p>富合商工会 (1)会員数 199 (2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 3,592 千円 平成 18 年度決算 3,500 千円 平成 19 年度予算 3,500 千円</p>	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・城南町の商工会は1団体のみである。 ・商工会ごとに会員数等も異なり、補助金額等の調整が必要である。 	

